

トークン型QUICPay特約

第1条（目的等） 1.本特約は、JCB等が別途指定する本決済システムに対応しうる機能を備えた媒体（以下「トークン型QUICPay」という。）の使用に関する特約を定めるものです。 2.本特約におけるそれぞれの用語の意味は、本特約において特に定めるほか、JCB等所定のQUICPay会員規定（以下「本規定」という。）におけるのと同様の意味を有します。

第2条（取扱方法） QUICPay会員が、トークン型QUICPayを本決済システム以外に利用するなどの行為により、本決済システムの利用ができない場合、JCB等に故意または過失がない限り、JCB等は一切の責任を負いません。

第3条（トークン型QUICPayへの情報表示） 本規定第3条第4項にもかかわらず、トークン型QUICPayには、QUICPay会員名が表示されず、QUICPayIDおよび有効期限が表示されます。本規定第3条第4項にもかかわらず、本規定における「本カード情報」を「トークン型QUICPay情報」と読み替えるものとします。なお、本規定における「トークン型QUICPay情報」とは、QUICPayIDおよび有効期限を意味します。トークン型QUICPayは、その貸与を受けたQUICPay会員本人以外、使用できません。

第4条（免責事項） QUICPay会員がトークン型QUICPayを本決済システム以外の使用や、本規定第3条第5項を遵守しない等により、QUICPay会員または第三者に損害が発生した場合といえども、JCB等は、JCB等に故意または過失があった場合を除き、その賠償の責任を負いません。

第5条（適用関係） 本特約に定めのない事項については、全て会員規約および本規定を準用するものとします。その場合、本規定（本規定第2条第(1)号を除く。）における「本カード」は「トークン型QUICPay」と読み替えます。

(TK550004・20200331)